

豊島区広報

No 121.

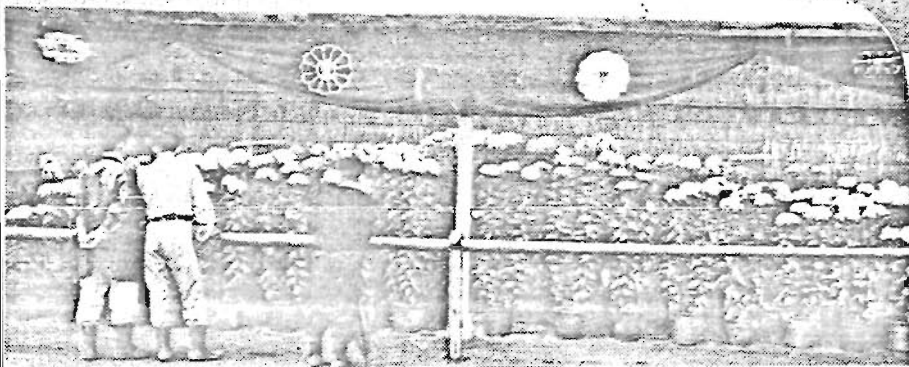
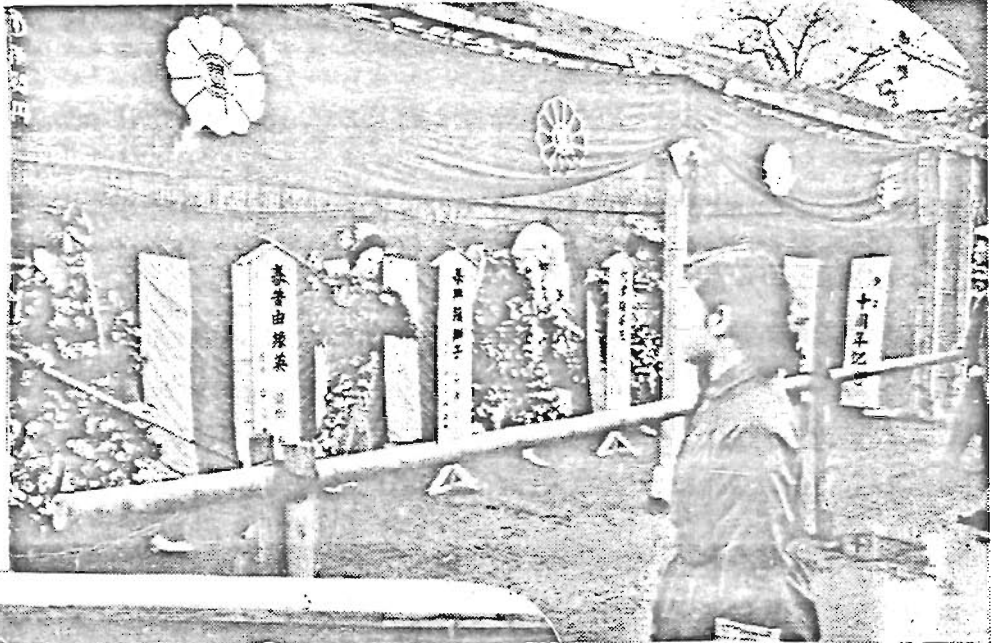
昭和 34. 11. 17

東京都豊島区役所

咲き競う秋の花

中池袋公園で菊花展

十一月一日〜十一月二十日



豊島区議会

昭和33年度才入出決算認定

国民健康保険条例・学校増改築等可決

去る十月二十九日

記

は左のとおり

去る十月二十九日の議事々件、日からの十五日間、開会された昭和三十四年第二回豊島区議会議事々件

議事々件
一、昭和三十三年度東京都豊島区才入出決算認定の件
右は委員長報告とあり、認定議決された。

一、東京都豊島区立道和中学校増改築工事請負契約に関する件

一、東京都豊島区国民健康保険条例案
一、特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

一、東京都豊島区立第十中学校増改築工事請負契約に関する件

一、東京都豊島区会計に關する件の一部改正について

一、東京都豊島区立千川中学校増改築工事請負契約に関する件

一、東京都豊島区職員定数等に関する条例の一部を改正する条例案

一、東京都豊島区立高田小学校増改築工事請負契約に関する件

一、東京都豊島区国民健康保険特別会計の設置に關する

一、東京都豊島区立池袋中学校増改築工事請負契約に関する件

一、昭和三十三年度東京都豊島区才入出追加予算案

一、東京都豊島区立目白小学校増改築工事請負契約に関する件

一、東京都豊島区議会議任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例案

右七件はそれぞれ提案とおり可決確定された

右八件は原案とおり可決確定された

一、昭和三十三年度東京都豊島区才入出決算認定の件

一、特別区調査特別委員会並びに、国民健康保険実施対策特別委員会の継続存置の件

一、一般会計才入出決算特別会計才入出決算

右は引続き存置することとなつたが国民健康保険実施対策特別委員会については、同事業が実施されるに至るまで継続存置する事に議決された

(イ)公益質屋事業

右は引続き存置することとなつたが国民健康保険実施対策特別委員会については、同事業が実施されるに至るまで継続存置する事に議決された

(ロ)商工業融資事業

右は引続き存置することとなつたが国民健康保険実施対策特別委員会については、同事業が実施されるに至るまで継続存置する事に議決された

右は引続き存置することとなつたが国民健康保険実施対策特別委員会については、同事業が実施されるに至るまで継続存置する事に議決された

右は引続き存置することとなつたが国民健康保険実施対策特別委員会については、同事業が実施されるに至るまで継続存置する事に議決された

右は引続き存置することとなつたが国民健康保険実施対策特別委員会については、同事業が実施されるに至るまで継続存置する事に議決された

右は引続き存置することとなつたが国民健康保険実施対策特別委員会については、同事業が実施されるに至るまで継続存置する事に議決された

右は引続き存置することとなつたが国民健康保険実施対策特別委員会については、同事業が実施されるに至るまで継続存置する事に議決された

右は引続き存置することとなつたが国民健康保険実施対策特別委員会については、同事業が実施されるに至るまで継続存置する事に議決された

右は引続き存置することとなつたが国民健康保険実施対策特別委員会については、同事業が実施されるに至るまで継続存置する事に議決された

右は引続き存置することとなつたが国民健康保険実施対策特別委員会については、同事業が実施されるに至るまで継続存置する事に議決された

右は引続き存置することとなつたが国民健康保険実施対策特別委員会については、同事業が実施されるに至るまで継続存置する事に議決された

新しい選挙人名簿を

「一」覽下さい

十一月五日から十九日まで

選挙人名簿は、毎年新しくつくり替えられますが、本年九月十五日現在で調製した新しい基本選挙人名簿を十一月五日から十九日までの十五日間区役所及び出張所において、有権者各位にお見せし、登載誤れや誤記等の防止につとめていただきますので、昨年度の名簿にのっていただけでも一応名簿をご覧になって確かめておいて下さい。

この期間中でないと、選挙の間際になって名簿におちてい

一 本年九月十五日現在豊島区に住所を有する方
二 本年六月十五日以前から東京都の二十三区内に引続いて住所を有していた方
三、昭和十四年十二月二十一日以前に出生した方
なお、期間中は、広報車で各出張所管内を巡回し、名簿をご覧になれることとしておりますから、区役所、出張所においてにれない方は、この機会をご利用下さい。

また電話によるご照会もお受けいたしますから、ご遠慮なく(97)一一〇一番豊島区選挙管理委員会にお問合わせ下さい。

選挙人名簿縦覧期間の十一月五日から十九日までの十五日間はまた「公明選挙強調週間」として、全国的に各種行事が行なわれますが、特に本年は明治二十二年二月十一日に衆議院議員選挙法が公布され、わが国に選挙制度が制定されてより七十年に当り、立憲國民にとつて誠に意義深い年でもありますので、選挙管理委員会では、民主政治の基礎となる公明選挙を強力に推進するため、公会堂において「講演と映画の夕」を開催する外、公明選挙推進委員会を中心とする「話し合い」活動を活発に行い、民主政治発展のため寄与したいと計画しておりますので、区民各位の絶大なご協力をお願いいたします。

きれいな選挙て
あかるい町に

この調査は、都民全部の収入がどの位あり、またその収入が勤労収入か、個人業主の収入か、またそれらの産業別はどの位か、従業上の地位別はどのようなになっているかなど、都民所得推計の基礎資料を作製し、現在都にとつて必要な経済や財政施策に役立てるために、行う重要な調査であります。

調査は、全世帯の約一五〇分の一の抽出により都知事より指定された世帯の十四才以上の収入のある方について過去一年の勤務及び収入状況等を調査票に記入していただくことになっております。

調査員は、都知事から任命された区職員が当りますが、この調査で調べた事柄は、統計をつくるために使うだけで、その中の個人的な事を他に洩らしたり、あるいはこれを選挙の資料などに利用することはない、都の統計調査条例によって固く禁じられております。したがって調査員はもう一人のこと調査関係者がこれに違反しますと罰せられることになっておりますから、この点は御心配なく、あくまで正しくお答えを寄せて頂き役に立つ正確な統計が作られるように御協力をお願いします。

なお区役所においては、選挙管理統計調査係 電話(97)一一〇六番で調査関係事務を取扱っておりますから、疑問の点等がありましたら御連絡下さい。

☆☆☆

東京都商店コンクール

本区から二商店等入賞

本年度東京都商店コンクールは十月十五日に行なわれましたが、本区から参加した商店及び商店街から左記の商店、商店街が入賞いたしました。

- ◇商店の部
 - 都商連会長賞 信州屋酒店(真鶴地蔵通)
 - 優良賞 仲屋時計店(池袋西口)
- ◇商店街の部
 - 商工会議所会頭賞 目白産業協同組合
 - 努力賞 商店の部十六店舗、商店街の部一商店街

都民所得の総額は?

東京都においては昨年に引続き本年も十一月一日現在で、東京都個人経済力調査を実施することになりました。

(ご存じですか)

私達の日常生活の中で普段は必要がないが、いざという時にちやんとした手続きをしておかなくては困るというものはよくあることである。例えば就職をしようとして会社から住民票の提出を求められたが住民登録がしてなくて困ったという経験をお持ちの方もあられると思います。住民登録をすることにより住民関係や同居家族構成が明らかになり、就職、免許証の取得、入学、登記、年金や扶養手当をもらう場合等私たちが住民票を必要とすることは多々あります。役所にとつても人口が正確にわかぬと選挙人名簿を作ったり、

住民登録の話

自己の居住する市区町村に世帯を単位で作製するもので(住民登録法第3条)住民票に記載されるのは氏名、生年月日、性別、世帯主氏名その続柄、本籍、住所、住所を定めた年月日、前住所(法第4条)で住民票の記載、消滅、記載の更生は原則として本人

戸籍は照合され完全を期しているわけですが、転居転出をして住所が定まった場合、新住所を定めてから十四日以内に転入、転居の届をしなければなりません(法第22条・23所条)。この届が出ると役所では前住地へ通知をし前住地の住民票は削除更正されます。

の届出による(法第5条)ことになっており。この様に皆さんが住民登録の手続きをとるとその世帯の住民票が作製され、又住民票の記載消滅や記載の更正された場合は本籍地に通知され、戸籍の附票に記載或いは更正されます(法第16条)。この様に住民票と

を公証し、人口の状況を明らかにして各種行政事務の適正な処理を目的とする(第1条)住民登録は、大体以上の通りの仕組で運営されており、就職や入学、登記に使うといったことはもちろん目にも見えないところで大きな働きをしております。皆さんも住所を変更したり世帯構成等住民票の記載事項に変更があった場合は必ず十四日以内に届ける(法第24条)様にして下さい。届出の期日をすぎると過料に処せられることがあります(法第31条)。住民登録についてくわしいことは近頃の出張所か区役所戸籍課でおたずね下さい。

この調査は、全世帯の約一五〇分の一の抽出により都知事より指定された世帯の十四才以上の収入のある方について過去一年の勤務及び収入状況等を調査票に記入していただくことになっております。

調査員は、都知事から任命された区職員が当りますが、この調査で調べた事柄は、統計をつくるために使うだけで、その中の個人的な事を他に洩らしたり、あるいはこれを選挙の資料などに利用することはない、都の統計調査条例によって固く禁じられております。したがって調査員はもう一人のこと調査関係者がこれに違反しますと罰せられることになっておりますから、この点は御心配なく、あくまで正しくお答えを寄せて頂き役に立つ正確な統計が作られるように御協力をお願いします。

なお区役所においては、選挙管理統計調査係 電話(97)一一〇六番で調査関係事務を取扱っておりますから、疑問の点等がありましたら御連絡下さい。

☆☆☆

全国一斉に火災予防運動

十一月二十六日、十二月二日

「消防へ早く知らそうほやのうち」
「火事と救急車は一一九番」

木枯しが吹き始めると急にふえ始めるのが火事です。昨年一年間に区内で発生した火事は二百三十二件、多きに達しその損害額も一億五千万にのぼっております。特に十一月・十二月・三月の冬期間には百十八件、損害額七千万と年間約半分を占めております。災難のことを一口に地震、雷、火事、泥棒といいますが火事は一物ものことず灰にし

引揚・遺族給付金の請求

引揚者の皆さんの中で未だ引揚給付金・遺族給付金の請求をなされていない方は「昭和三十五年五月十七日」限りで時効により請求が出来なくなります。引揚者から至急請求の手続きをとって下さい。すでに請求された方で立証資料の添付が不十分のため、そのままにされている方は一度ご相談下さい。また書類が完全な場合は一年ほどで国庫債券が受領できる予定です。

◎引揚給付金のもらえる方
一、終戦の日(ソ連参戦日)

◎遺族給付金をもらえる方
一、前項にあげた引揚者で

豊島区をつくる様にいたしましょう。又事故はおこさぬことが大切ですが、万一火災がおきたらためらわず「局番なしの一一九」へ電話をかけて下さい。火災についてのご相談は豊島消防署(97)一二二九へご連絡下さい。(写真 消火演習)



住宅を建てるときに

住宅融資保険付の 貸付をご利用下さい

住宅を建てるとき住宅建設資金の貸し出しをしやすい

最近とくに産業界の好景気を反影して当安定期における求人申込は非常にのびておりますが、残念ながら未充足の求人も相当しております。その原因は大部分が小規模の事業所であり、その殆んどが社会保険や失業保険の未加入事業所であります。中小企業の事業所では事業の発展をはかるためには、是非優秀な労働者を採用して生産性の向上をはからなければならぬと思っております。その意味からも何分のご協力をお願いいたします。(池袋公共職業安定所) 決算特別委員

和三十三年三月三十一日以前に死亡し、死亡当時満二十五才以上の方の遺族。(昭和三十三年四月一日以後の死亡者は引揚者として請求できます)

した方の遺族。この場合は年令、外地居住期間等は問いません。なおお問合せは豊島区役所民生課(97)八〇八一へ願います

池袋公共職業安定所では十月に引続き十一月を失業保険適用促進強調月間として、管内の失業保険未加入事業所に対し強力に適用の促進をはかっております。年々失業保険に対する事業主の皆さんの関心も深まり、三十名以上の従業員を雇用される事業

所では殆んど失業保険の適用事業所となっております。しかしながら五名以上三十名未満の従業員を雇用される事業所では、強制適用事業所でありながら未だ失業保険に加入されていない事業所が相当数あります。政府では中小企業に雇用される従業員の利用を向上の一環として半年失業保険法の大巾な改正を

行い、小規模事業主の失業保険の加入を容易にするものにも、強制適用の事業所でありながら未だ失業保険に加入していない事業所に対して加入についての法律の緩和規定を設け、加入の促進をはか

- 伊勢湾台風義援金品報告 (区取扱分)
- 義援金 一六九七二五二円
 - 義援品 二千五百余包
 - なお義援金は十一月末まで受け付けます。
- 決算特別委員(二十二名)は次の通り(◎委員長○副委員長)
- 赫 国雄 山下 虎雄
 - 足立藤次郎 市川ムツマロ
 - 有沢 栗 山口幸之助
 - 四海 民蔵 柏谷みや子
 - 松本 義雄 吉田 鉄蔵
 - 菱 さのい 佐久間 登
 - 早川繁太郎 ◎山村為次郎
 - 宮沢 正 竹内 武安
 - 森 幸二 鈴木栄次郎
 - 矢島 博文 今泉 太郎
 - 阿部 静枝 杉浦 茂

「文化の日」記念区民文化作品展

お問合せは教育委員会へ

文化の日を記念して区民文化の高揚をはかり併せて豊かな情操の涵養に資する為に十一月二十四日、二十五日豊島振興会館及び区議会議場で豊島区民文化作品展が開かれます。応募資格は豊島区内居住者又は区内に勤務している方でそれぞれの種目を職業としていない者及び学生は除きます。内容等は次の通りですが皆さんの多数応募をお待ちいたしております。

内容

- (1) 絵画 50号以下
- (2) 彫刻 一人で持ちはこべる大きさ
- (3) 工芸 彫刻と同じ
- (4) 書道 半折以下(仮巻にする可)
- (5) 写真 四ツ切(未発表のもの、データー台紙をつけること、住所氏名明記)
- (6) 手芸 陳列しやすいもの
- (7) 人形 手芸に同じ
- (8) 文芸作品 (短歌、俳句)

区立豊島図書館

閉館時刻が 変りました

十一月一日より豊島図書館(豊島振興会館三階)の閉館時刻が午後五時までと変更になりました。閉館時刻は午前九時、休館日は毎月十四日と変更はありません。なお図書館では読書相談を行っておりますのでぜひご利用下さい。

十月中図書館利用者は一萬四千八百三名で一日平均七百四十名が利用いたしており、昨年度の同月とくらべ約三千八百名増で利用年令は19才以下が74%、職業別では学生が72%を占めております。

十一月分米穀の配給

十一月分米穀の配給から、米穀配給制度改善の措置により増量され、家庭用内地精米六キログラム、徳用精米(1)一キログラム、徳用精米(2)一キログラム、なお、内地もち米一人一キログラムを特配として配給されることになりました。

- 第一回 内地米二キログラム
- 十一月三日～十一月十日
- 第二回 内地米二キログラム
- 十一月十三日～十一月二十日
- 第三回 内地米二キログラム
- 十一月二十三日～十一月三十日
- 第四回 徳用米(1)一キログラム

色紙短冊に書して出すこと
応募作品数には制限ありません。ただし会場の都合で展示出来ない場合もあるものであらかじめご了承願います。

作品搬入

十一月十六日～十九日
豊島区教育委員会社会教育課文化係

賞品授与

十一月二十五日会場で種目を問わず優秀作品三位まで六名に贈ります。

作品は災害に対して責任を負いかねます。
お問合せは教育委員会社会教育課文化係(97)一一〇一へ願います。

小学生のための 映画会開催

豊島区教育委員会と映画問題協議会の共催で区内の児童生徒を対象にした早朝映画会を実施いたします。今回は小学校児童を対象にいたしますがご希望の方は小学校へお申込み下さい。

一、日時 十一月二十一日

都民の大島探勝会

大東京祭の一環行事として都立自然公園大島探勝会が左記の要領で行なわれます。

- ◎期間 十月一日から十一月二十七日まで
- ◎コース 東京―大島―東京
- ◎大島―熱海の三コース
- ◎会費 六百円。
- ◎申込 区役所区民係または出張所に申込書によりお申込み下さい。なお三十名以上の団体の場合は特点がありますからお問い合わせ下さい。(97)一一〇一 区民係

豊島区現況

世帯	93,068
人口	323,514
男	168,179
女	160,335
34.11.1日現在	

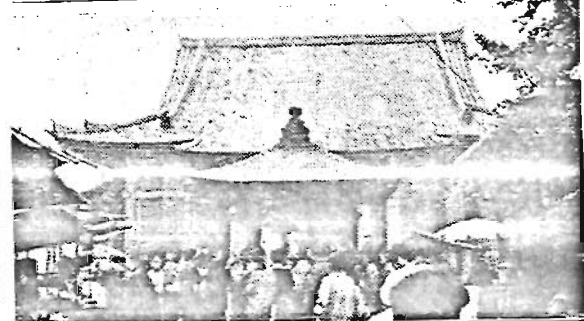
区役所人事異動

(十一月二日付)
カッコ内は旧職

- ◎総務課給与係長 岡部謙助(総務課総務係)
- ◎自治振興課

豊島区史蹟名所 とげぬき地蔵

国電真鶴駅から北へ、電車通りから旧中仙道へ入ったすぐ右側にある曹洞宗高岩寺は「とげぬき地蔵」として世に知られている。寛長三年建立せられ開基は扶岳和尚でもと下谷屏風坂下にあったが明治二十四年現在の地に移った。とげぬき地蔵の縁起は、正徳三年小石川の田村氏の妻が病みて万死一生の時、日頃信ずる地蔵尊に平癒祈願し暫くまじろむと一人の僧が来りて曰く「この像一万余を紙に写し河水に流せば病平癒せん」と膏木の如きものを与えて立去った。目ざめて見るとその跡に自然木一寸三分の地蔵を刻める印像があり、夢のお告げの通り一万余を写し浅草川に浮めると明る日より其の妻女は全快に赴き死を免れたという。この像が高岩寺に納められ、重症難症の者この像をいたたくとそのしるし、必ず有りとなえられている。また江戸毛利家に使える女中が折れたハリを呑みこんだ時早速紙でつくった御尊容を水にうかしてのんだところ御尊容と



- 課区民係長 深山成茂(総務課給与係長)
- 課国民健康保険課庶務係長 渡辺昇(国保課企画係長)
- 同課資格給付係長 田島金太郎(自治振興課区民係長)
- 同課賦課係長
- 興村俊勝(国保課調査係長)
- 同課徴収係長 増山力(税務課庶務係)
- 建築課建築係長 吉田重康(建築局指図課)
- なお前建築係長金塚繁尚は建築局都市施設課副係長に